

平成30年6月12日

各 位

株式会社 紀陽銀行

## 遺言代用型金銭信託『〈紀陽〉想いつなぐ』の取扱開始について

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之）は、平成30年7月2日（月）より、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：飯盛 徹夫、以下「みずほ信託銀行」）の信託代理店として、遺言代用型金銭信託『〈紀陽〉想いつなぐ』の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

『〈紀陽〉想いつなぐ』は、当行がお客さま（委託者兼第一受益者）とみずほ信託銀行との信託契約の締結を媒介し、お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいた交付条件に基づいてご家族等の受取人（第二受益者）に速やかに金銭を交付する商品です。お受取方法は「一時金受取」と「定時定額受取」の2つの方法があり、組み合わせることも可能です。

本商品をお申込みいただくと、相続発生時に遺言書等によらず簡便な手続きでご家族等にスムーズに金銭をお受け取りいただくことができます。

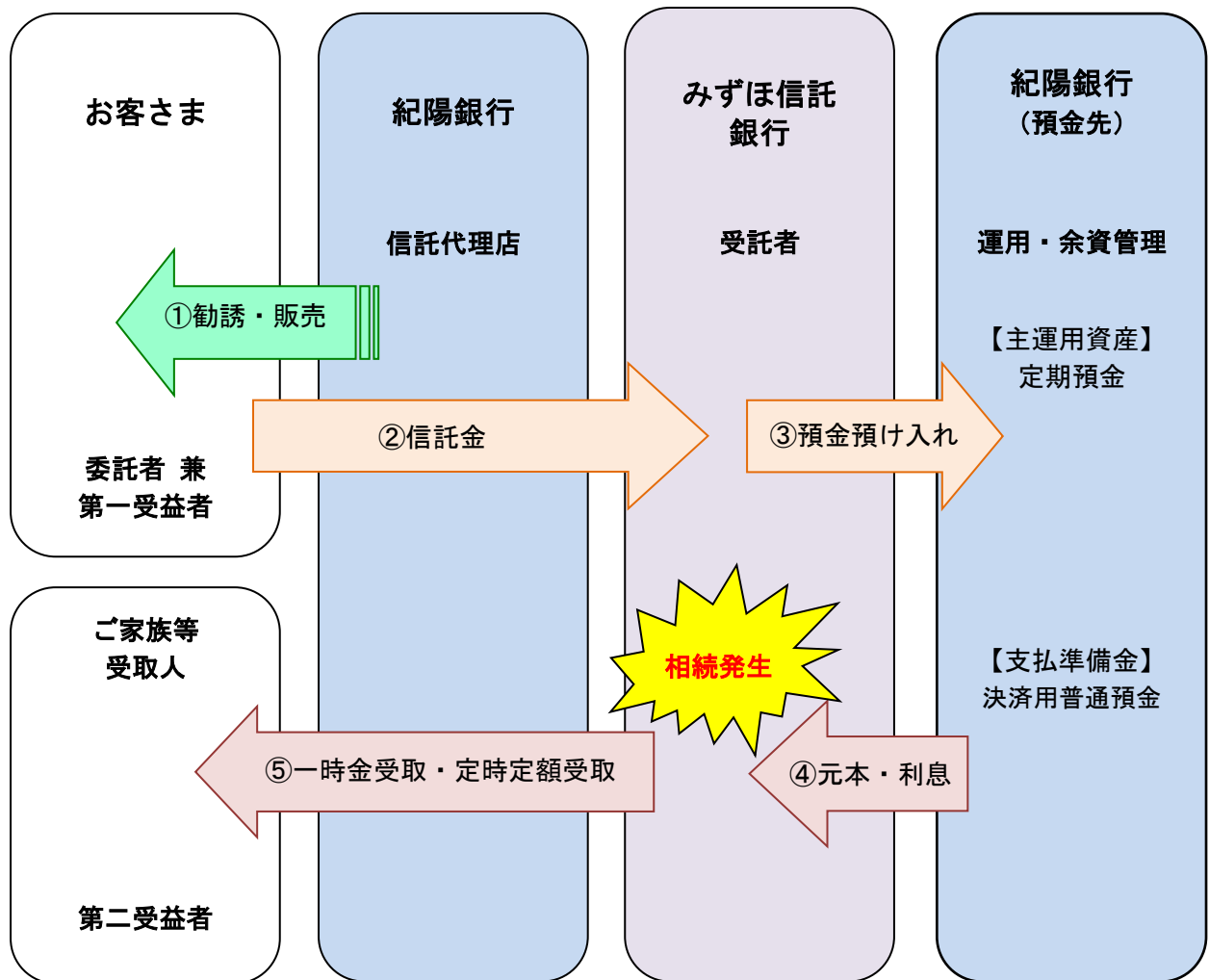
紀陽銀行は、今後もさまざまな課題に本気で向き合い、お客さまの期待をこえる商品・サービスをご提供してまいります。

### 記

1. 商品名  
合同運用指定金銭信託（遺言代用型）『愛称：〈紀陽〉想いつなぐ』
2. 取扱開始日  
平成30年7月2日（月）
3. スキーム図  
別紙1参照
4. 商品概要  
別紙2参照

以 上

【『<紀陽> 想いつなぐ』スキーム図】



- ① 紀陽銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、紀陽銀行のお客様に『<紀陽> 想いつなぐ』を販売
- ② みずほ信託銀行は、お客様から信託金を受領し、信託を設定
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に紀陽銀行の定期預金にて運用
- ④ 設定した信託の決算時に定期預金の利息から信託配当を交付し、お客様の信託金に加算
- ⑤ お客様に相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取る（一時金/定時定額）

## 【商品概要】

商 品 名	合同運用指定金銭信託（遺言代用型）『〈紀陽〉想いつなぐ』
運 用 対 象	主に紀陽銀行の定期預金
販 売 対 象	個人のお客さま
信 託 期 間	5 年以上 30 年以内（1 年単位）
申 込 金 額	200 万円以上 3,000 万円以下（1 万円単位）
申 込 受 付	毎営業日
信託設定日	お申込日の翌月 25 日（休日の場合は前営業日）
中 途 解 約	原則として、中途解約はできません。
元本保証等	運用商品は主に紀陽銀行の定期預金ですが、元本および利益保証はありません。また、預金保険の対象外商品となります。
受 取 人	信託設定時に、お客さまが受取人（第二受益者）の受取方法、受取期間等を指定 ①一時金受取 ②定時定額受取（年 1 回または年 2 回、期間 1～5 年以内で選択） ※①と②を組み合わせることも可能 ※受取口座は当行本支店口座を指定（未保有の場合は口座開設が必要）
手 数 料 等	○お客さまに直接的にご負担いただく費用 ①申込手数料：申込金額の 2.0%（税別） ②解約手数料：なし ○お客さまに間接的にご負担いただく費用 ①信託報酬：原則として計算期日（毎年 5 月 10 日）に信託の利益の範囲内からいただきます。 ②そ の 他：信託事務の処理に必要な費用を信託財産の中から支払う場合がございます。
取 扱 店	紀陽銀行本支店 ※ただし、東京支店を除く
注 意 事 項	・本商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、投資者保護基金の対象ではありません。 ・本商品はクーリングオフの対象外商品となります。 ・お申し込みの際は、「契約締結前交付書面兼契約締結時交付書面」等をよくご確認いただき、お客さまご自身でご判断ください。